

第 1 0 5 号議案

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う福祉部関係条例の整備に
関する条例の制定について

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う福祉部関係条例の整備に
関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う福祉部関係条例の整備に
関する条例

(豊川市ゆうあいの里条例の一部改正)

第 1 条 豊川市ゆうあいの里条例（平成 8 年豊川市条例第 1 3 号）の一部を次
のように改正する。

改正後

別表第1 有料施設利用料金の限度額（第14条関係）

ア 浴室以外の有料施設

施設の名称	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
和室1	円 —	円 —	円 <u>3,920</u>	円 —	円 —	円 —
和室2	—	—	<u>3,260</u>	—	—	—
和室3	—	—	<u>1,780</u>	—	—	—
和室4	—	—	<u>1,780</u>	—	—	—
多目的ホール	<u>3,200</u>	<u>4,270</u>	<u>4,000</u>	<u>7,470</u>	<u>8,270</u>	<u>10,320</u>
陶芸室	<u>1,800</u>	<u>2,390</u>	<u>2,270</u>	<u>4,190</u>	<u>4,660</u>	<u>5,810</u>
研修室	<u>2,710</u>	<u>3,620</u>	<u>3,400</u>	<u>6,330</u>	<u>7,020</u>	<u>8,760</u>
創作活動室	<u>790</u>	<u>1,070</u>	<u>1,000</u>	<u>1,860</u>	<u>2,070</u>	<u>2,570</u>
実習室1	<u>1,350</u>	<u>1,820</u>	<u>1,710</u>	<u>3,170</u>	<u>3,530</u>	<u>4,390</u>
実習室2	<u>1,070</u>	<u>1,420</u>	<u>1,330</u>	<u>2,490</u>	<u>2,750</u>	<u>3,440</u>

備考（略）

イ 浴室

利用者の区分	単位	利用料金の限度額
一般	1人	円 <u>500</u>

改正前

別表第1 有料施設利用料金の限度額（第14条関係）

ア 浴室以外の有料施設

施設の名称	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
和室1	円 —	円 —	円 <u>3,560</u>	円 —	円 —	円 —
和室2	—	—	<u>2,960</u>	—	—	—
和室3	—	—	<u>1,620</u>	—	—	—
和室4	—	—	<u>1,620</u>	—	—	—
多目的ホール	<u>2,910</u>	<u>3,880</u>	<u>3,640</u>	<u>6,790</u>	<u>7,520</u>	<u>9,400</u>
陶芸室	<u>1,640</u>	<u>2,170</u>	<u>2,060</u>	<u>3,810</u>	<u>4,230</u>	<u>5,300</u>
研修室	<u>2,460</u>	<u>3,290</u>	<u>3,090</u>	<u>5,750</u>	<u>6,380</u>	<u>7,950</u>
創作活動室	<u>720</u>	<u>970</u>	<u>910</u>	<u>1,690</u>	<u>1,880</u>	<u>2,340</u>
実習室1	<u>1,230</u>	<u>1,650</u>	<u>1,550</u>	<u>2,880</u>	<u>3,200</u>	<u>4,000</u>
実習室2	<u>970</u>	<u>1,290</u>	<u>1,210</u>	<u>2,260</u>	<u>2,500</u>	<u>3,130</u>

備考（略）

イ 浴室

利用者の区分	単位	利用料金の限度額
一般	1人	円 <u>440</u>

小学生	1人	1回につき	<u>250</u>
未就学児	1人	1回につき	<u>130</u>

備考（略）

別表第3 健康広場の専用利用料金の限度額（第40条関係）

施設の名称	午前	午後	午前・午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
豊川市市民健康広場	円 <u>1,130</u>	円 <u>1,530</u>	円 <u>2,660</u>

備考（略）

小学生	1人	1回につき	<u>220</u>
未就学児	1人	1回につき	<u>110</u>

備考（略）

別表第3 健康広場の専用利用料金の限度額（第40条関係）

施設の名称	午前	午後	午前・午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
豊川市市民健康広場	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,390</u>	円 <u>2,410</u>

備考（略）

(豊川市健康福祉センター条例の一部改正)

第2条 豊川市健康福祉センター条例（平成17年豊川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第2 施設使用料（第15条関係）				別表第2 施設使用料（第15条関係）					
施設の使用区分 施設の種類	基本利用区分	午前	午後	午前・午後	施設の種類	基本利用区分	午前	午後	午前・午後
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会議室	会議室1	円 1,280	円 1,690	円 2,970	会議室	会議室1	円 1,160	円 1,540	円 2,700
	会議室2	210	260	470		会議室2	190	240	430
	会議室3	210	260	470		会議室3	190	240	430
	会議室4	210	260	470		会議室4	190	240	430
	会議室5	350	470	820		会議室5	320	430	750
	会議室6	330	440	770		会議室6	300	400	700
研修室	研修室1	1,180	1,570	2,750	研修室	研修室1	1,070	1,430	2,500
	研修室2	790	1,070	1,860		研修室2	720	970	1,690
	研修室3	520	690	1,210		研修室3	470	630	1,100
ボランティア室		870	1,160	2,030	ボランティア室		790	1,050	1,840
世代間交流室		970	1,300	2,270	世代間交流室		880	1,180	2,060
調理実習室		540	720	1,260	調理実習室		490	650	1,140
備考（略）				備考（略）					

(豊川市手数料条例の一部改正)

第3条 豊川市手数料条例(平成12年豊川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 福祉部関係(第2条関係)				別表第2 福祉部関係(第2条関係)			
事務		手数料		事務		手数料	
		名称	金額			名称	金額
1	(略)			1	(略)		
2	老人短期入所事業に関する事務	(略)		2	老人短期入所事業に関する事務	(略)	
3	在宅重度身体障害者入浴サービス事業に関する事務	在宅重度身体障害者入浴サービス手数料	1回につき4,000円以内で市長が定める額	3	在宅重度身体障害者入浴サービス事業に関する事務	在宅重度身体障害者入浴サービス手数料	1回につき4,000円以内で市長が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの条例(以下「新条例」という。)の使用料又は利用料金に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にそれぞれの施設を利用する者について適用し、施行日前にそれぞれの施設を利用する者については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に豊川市健康福祉センターを利用する者であって、令和7年1月1日前に利用許可の申請をしたものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定によるそれぞれの施設の使用料又は利用料金の徴収及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴い、利用者負担の適正化を図るため福祉部が所管する施設の利用料金の限度額等を改定するとともに、所管する事務の一部の手数料を廃止する必要があるからである。